

自然災害見舞金の取扱に関する規則

(目的)

第1条 札幌市民共済生活協同組合(以下「組合」といいます。)は、自然災害(以下「災害」といいます。)の発生により被災した、火災共済事業(以下「火災共済」といいます。)の契約者(以下「組合員」といいます。)に対する自然災害見舞金(以下「見舞金」といいます。)の支払に関し必要な事項を定めます。

(見舞金を支払う災害)

第2条 見舞金を支払う災害は、次の各号に定めるところによります。

(1) 地震等により生じた損害

地震等とは、地震、噴火または、これらによる津波などにより生じた損害をいいます。

(2) 風水害等により生じた損害

風水害等とは、水災・風災・ひょう災・雪災により生じた損害をいいます。

(見舞金の支払等)

第3条 組合は前条に定める災害により被災した組合員に対し、別表「見舞金支払基準」の定めるところにより、見舞金を支払うものとします。

2 新規契約(再契約含む)月数が1年未満の組合員に対しては、前条の規定にかかわらず、支払額の50%を減じた額を支払うものとします。

3 見舞金を支払った後、修復をしていないうちに別の自然災害により損害が生じた場合は、これらを一括して1回の災害とみなします。

(支払の条件)

第4条 支払の対象となるのは、組合員が契約している建物及び建物内に収容されている動産に対して支払います。

ただし、付属工作物(門・塀・垣根など)のみの損害及び共済目的の対象外の物は、含まれません。

また、住宅の欠陥及び老朽化による「雨もり」等は風水害等の区分には含まれません。

(見舞金の請求手続)

第5条 組合員が見舞金の支払を受けようとするときは、被災のときから起算して3ヶ月以内に必要書類を添えて組合に請求するものとします。

(1) 見舞金支払請求書

(2) 損害届出書

(3) その他組合が特に必要とする書類

2 組合は、前項に定める書類の提出を一部省略することができます。

3 見舞金を受領した組合員は、修復完了後、速やかに領収書及び写真を当組合に提出しなければなりません。

(書類の様式)

第6条 見舞金の請求に要する書類の様式は、別紙1号~4号に定めます。

(見舞金の原資)

第7条 見舞金の支払は、自然災害積立金(以下「積立金」といいます。)を原資とし、限度とします。

(見舞金の減額)

第8条 組合は、第3条(見舞金の支払等)の規程にかかわらず、災害の規模が甚大であり、財務に及ぼす影響が極めて大なる場合は見舞金の支払額を減額することができます。

(自然災害としての認定)

第9条 第2条(見舞金を支払う災害)に定める災害の認定は、理事長がその都度指定します。

(改 廃)

第10条 この規則の改廃は、理事会において定めます。

附 則

- 1 この規則は、平成13年5月28日から施行します。
- 1 この規則は、平成23年6月1日から施行します。(全面改正)
- 1 この規則は、平成25年5月21日から施行します。(第2条第2号、第3条第2項第3項、第4条、第5条第3項)
- 1 この規則は、平成27年5月20日から施行します。ただし、更新契約については、平成27年9月1日契約日から適用します。

別 表

【支払額】

見舞金の額は、損害の割合に応じ下表のとおり支払うものとします。

ただし、損害の割合は、建物と動産を区分します。

また、共済の対象である建物又は動産の加入口数を基礎に算定いたします。

自然災害により生じた損害(最高10万円を限度)

見 舞 金 支 払 基 準			
区 分	損 害 の 割 合	1口当たりの 見舞金	支 払 限 度
全 損	建物又は動産が70%以上を焼失・損壊若しくは流失した場合	3,000円	ただし1災害につき建物と動産を合わせて10万円限度
半 損	建物又は動産が20%以上70%未満を焼失・損壊した場合	1,500円	
一 部 損	建物又は動産の損害額が20万円を超え、かつ半損に該当しない場合	300円	
床上浸水	床上に浸水又は土砂が流入し、日常生活を営むことができない場合		
水濡損	建物の天井、壁体、床及び動産に水漏れが生じ、補修のために経費を要した場合	100円	ただし、損害額を限度とします

※ 床上浸水とは、畳等が敷かれた起居に適する床面をいい、土間、たたき等の部分を除きます。